

奈良県公益認定等審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県公益認定等審議会条例（平成20年3月奈良県条例第39号）第12条の規定に基づき、奈良県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

2 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果について次の会議に報告しなければならない。

(審議の公正)

第3条 審議会は、委員の申出に基づき、当該委員が審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げるおそれがあると判断したときは、当該委員が審議及び議決に加わらないことを決定することができる。

(資料提出その他の協力)

第4条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(諮問、答申及び勧告)

第5条 審議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会が知事に対して行う答申及び勧告は、文書をもって行う。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題
- 四 審議経過

五 議決事項

六 その他必要な事項

2 議事録は、議事の概要を記した要点筆記とし、会長の確認を得て作成する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年9月2日から施行する。